	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)
		機械排煙設備の排煙口の性能				排煙風道			
	手動開放装置の設置の状況	手動開放装置による開放の状況	排煙口の開放の状況	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	煙感知器による作動の状況	排煙風道の劣化及び損傷の状況	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）の排煙風道の取付けの状況	防煙壁の貫通措置の状況	排煙風道と可燃物等の離隔距離及び断熱の状況
告示の規定	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は聴診により確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の方法による点検後に同等の点検の記録があり、当該記録によっては、当該場合にあって確認することで足りる。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
告示の規定に適合しないこと	周囲に障害物があり操作できないこと。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	中央管理室においては作動の状況を制御及び作動の状況を確認できないこと。	排煙口が連動して開放しないこと。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	建築基準法施行令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、同令第百二十九条第一項又は第二百十条の規定に適合し、かつ、階避難安全性能又は建築基準法施行令第百二十六条の三第一項第七号で準用する同項の規定に適合する場合を除く。	排燃風道等に落下又は損傷が生じるおそれがない場合

	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)
					特殊な構造の排煙設備				
	防火ダンパー								
	防火ダンパーの取付けの状況	防火ダンパーの作動の状況	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	防火ダンパーの温度ヒューズ	排煙口及び給気口の周囲の状況	排煙口及び給気口の取付けの状況	手動開放装置の設置の状況	中央管理室における制御及び作動の状態の監視の状況	煙感知器による作動の状況
					特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観			特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	
告示の規定	目視又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の方法による点検後に同等の点検の記録があり、当該場合にあって当該記録によっては確認することで足りる。
告示の規定に適合しないこと	取付けが堅固でないこと。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。	周囲に排煙口又は給気口を妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に障害物があり操作できないこと。	中央管理室においては作動の状況を制御又は作動の状況を確認できないこと。	排煙口が連動して開放しないこと。